西宮市上下水道局工事監督規程

(平成14年4月1日)

(西宮市水道局訓令第3号)

沿革

平成 15 年 10 月 30 日	西宮市水道局訓令第11号[1]
平成 21 年 12 月 28 日	西宮市水道局訓令第 5号 [2]
平成 25 年 3月 28 日	西宮市水道局訓令第 7号 [3]
平成 26 年 4月 1日	西宮市上下水道局訓令第9号[4]
平成 29 年 3月 31 日	西宮市上下水道局訓令第7号[5]
平成 30 年 3月 16 日	西宮市上下水道局訓令第2号[6]
令和 2年 3月31日	西宮市上下水道局訓令第7号[7]
令和 3年 3月31日	西宮市上下水道局訓令第8号[8]

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、西宮市上下水道局(以下「上下水道局」という。) が発注する請負工事(以下「工事」という。)の適正な履行を確保するため、工事の監督について、必要な事項を定めるものとする。「4]

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 工事担当課 西宮市上下水道局事務分掌規程(昭和61年西宮市水道局管理規程第15号。 以下「事務分掌規程」という。)に規定する課等のうち、工事の施工を所管する課等をいう。
- (2) 工事監督員 工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の 規定による監督を行う職員で、工事担当課に所属する職員のうちから、工事担当課の長(以下 「工事担当課長」という。)により指名された者をいう。
- (3) 請負人 西宮市上下水道局契約規程(昭和42年西宮市水道局管理規程第13号)の規定に 基づき、工事の請負契約を締結した者をいう。

- (4) 設計図書 仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書その他仕様書で定める書類をいう。
- (5) 検査員 西宮市上下水道局工事検査規程(平成14年西宮市水道局訓令第2号。以下「検査規程」という。)第2条第2号に規定する検査員をいう。「3」[4][5]

第2章 工事の準備手続

(工事監督員の指名)

第3条 工事担当課長は、契約管理課より工事請負契約締結の通知を受けたときは、速やかに工 事監督員を指名し、当該工事の施工に必要な事項を指示しなければならない。[2][3][5] [7][8]

(工事監督員の交替)

第4条 工事担当課長は、当該工事の工事監督員を交替させる必要が生じたときは、後任者を指 名するとともに、自ら立会いのうえ、必要事項の引き継ぎをさせなければならない。[3][5]

(工事着工届)

第5条 工事担当課長は、請負人から工事着工届の提出があつた場合であって、当該工事が検査 規程第4条第1項の検査を必要とするときは、工事着工届その他の当該検査のために必要な書 類の写しを契約管理課担当課長へ送付しなければならない。 [5] [6] [7] [8]

第3章 工事の監督

(工事監督の基準)

第6条 工事の監督は、設計図書及び契約書その他関係書類(以下「設計図書等」という。)並 びに別に定める基準に基づき、立会い、指示その他の方法によって厳正かつ的確に行わなけれ ばならない。[3]

(工事監督員の注意義務)

- 第7条 工事監督員は、工事についての関係法令等を熟知するよう努めなければならない。
- 2 工事監督員は、工事現場においては請負人その他の利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、その工事に関連する他の機関および地元との関係に留意し、工事施工に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

(工事の確保等)

- 第8条 工事監督員は、常に工事の進捗を検討し、契約期限励行について請負人に指示しなければならない。
- 2 工事監督員は、毎月末における工事の進捗状況を工事担当課長に報告しなければならない。

(工事台帳)

第9条 工事担当課長は、工事台帳を備え、その所管にかかる工事について、必要事項を明確に 記入しなければならない。「3]

(工事監督員の書類等の整備)

第10条 工事監督員は、監督業務を行うに当たっては、設計図書及び契約書のほか、その他工事 の監督に必要な書類を整備しておくものとする。[3][5][6]

(工事の記録) [3]

第11条 工事監督員は、請負人の工事の施工について、立会い又は指示した事項その他当該工事 の施工に関する必要事項及びその状況等を工事日誌に記録しなければならない。[3]

(細部設計図又は原寸図等の作成等) [3]

第12条 工事監督員は、必要があるときは、設計図書に基づき細部設計図若しくは原寸図等を作成して請負人に交付し、又は請負人の作成したこれらの書類を審査し、承諾しなければならない。[3]

(材料等の検査)

- 第13条 工事監督員は、請負人から工事用材料に係る検査の請求があつたとき又は必要があると 認めるときは、直ちに設計図書に基づき適当と認める方法により、工事に使用する材料の品質、 形状、寸法及び数量等について厳正に検査しなければならない。「3〕
- 2 工事監督員は、検査の結果、不合格となった材料については、請負人をして遅滞なく現場から搬出させるとともに良品と交換させなければならない。
- 3 工事監督員は、請負人から材料のうち調合に係る立会い及び見本検査を求められたときは、 速やかに設計図書に基づき適当と認める方法により検査しなければならない。[3]

(立会い又は破壊等による確認)

- 第14条 工事監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該工事に立会いの上、 確認を行わなければならない。 [5] [6]
- (1) 水中又は地中に埋設する工事その他外面より明視できない工事の施工
- (2) 施工技術面から判断してやり直しができない工事の施工
- (3) その他設計図書で指定した工事の施工

[3] [5]

2 工事監督員は、前項の工事について、やむを得ない理由により立ち会うことができないとき

は、請負人に対し、現場写真その他適宜の方法を指示し、その成果を確認しなければならない。

3 工事監督員は、請負人が前2項に規定する立会いその他の方法による確認を受けないで、当該部分の工事を施工したときは、必要に応じて破壊等の方法により当該施工の適否を確認しなければならない。

(設計図書の疑義) [3]

- 第15条 工事監督員は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、工事担当課 長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微な事項については、請負人に必 要事項を指示し、その旨を工事担当課長に報告するものとする。
- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤り若しくは脱漏があるとき。
- (3) 地盤等について予期することのできない状態を発見したとき。
- (4) 前3号のいずれかについて請負人から通知を受けたとき。
- [3] [5]

(履行の確保) 「3]

- 第16条 工事監督員は、工事の施工が設計図書等に適合しないと認めたときは、直ちに請負人に 必要な措置を命じ、完全な工事を実施させなければならない。[3]
- 2 前項の不適合が、上下水道局の責めに帰すべき事由による場合は、工事監督員は、工事担当 課長に報告し、その指示を受けなければならない。[3] [4] [5]

(現場写真)

第17条 工事監督員は、必要に応じ、現場写真を撮影するほか、設計図書その他必要な指示により、請負人をして現場写真を撮影させなければならない。[3]

(現場代理人等)

第 18 条 工事監督員は、現場代理人等が工事の施工管理につき著しく不適当と認めその交替を求めるときは、工事担当課長の指示を受けなければならない。

(工事の下請負)

- 第19条 工事監督員は、工事の下請人が工事の施工又は管理上不適当と認められるときは、工事 担当課長に報告しなければならない。「3] 「6]
- 2 工事担当課長は、工事監督員から前項の報告があったときは、速やかに工事監督員に必要な 指示を与えるとともに、適宜の措置をとらなければならない。「6]

第4章 工事の変更

(工事の変更等)

第20条 工事監督員は、工事の内容を変更し、または工事を一時中止し、もしくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかに工事担当課長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更で明らかに判定がつくものについては、自らその措置をとり、事後において工事担当課長に報告するものとする。

(工期の延長)

第21条 工事監督員は、請負人から工事完成延長願の提出があったときは、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。[3]

(契約の不履行等)

第22条 工事監督員は、請負人が、正当な理由なしに工事に着手しないとき又は契約の履行について疑義が生じたときは、直ちに事由を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。「3]

(臨機の措置)

- 第23条 工事監督員は、災害防止その他工事の施工上、緊急に請負人に対し臨機の措置をとらせる必要があるときは、工事担当課長の指示を受けなければならない。ただし、その指示を受けるいとまがないときは、適宜の指示を行い、そのてん末を工事担当課長に報告しなければならない。
- 2 工事監督員は、請負人が緊急やむを得ず、指示なくして臨機の措置をとつた場合は、直ちに これを確認して工事担当課長に報告しなければならない。

(工事目的物等の損害)

第24条 工事監督員は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物若しくは工事用材料について損害を生じたとき、その他工事の施工に関して損害を生じたとき又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに請負人に報告させるとともに、その事実を調査し、意見を付して、これを工事担当課長に報告しなければならない。[3]

(天災その他不可抗力による損害)

第25条 工事監督員は、天災その他不可抗力によって既済部分(工事目的物のうち、既に完成した部分をいう。以下同じ。)又は工事現場に搬入した検査済工事用材料について、損害を生じた旨の通知を請負人から受けたときは、実情を詳細に調査し、意見を付して、これを工事担当課長に報告しなければならない。[3]

(解体材等の処理)

第26条 工事監督員は、工事の施工に伴い解体材又は発生材が生じた場合(設計図書で指示している場合を除く。)は、請負人からその内容を明らかにした調書を提出させ、意見を付して、これを工事担当課長に報告しなければならない。[3]

(工事担当課長の措置) [3]

第27条 工事担当課長は、第20条から前条までの規定により報告を受けた事項については、速 やかに適宜の措置をとらなければならない。「3]

(契約内容の変更)

第28条 工事担当課長は、前条第1項の措置が契約の内容を変更するものである場合であつて、 当該工事が検査規程第4条1項に規定する工事であるときは、速やかに当該変更に係る必要書 類の写しを契約管理課担当課長に送付しなければならない。 [1] [3] [5] [6] [7]

第5章 工事の完了

(工事完了届等)

第29条 工事監督員は、工事が完成したとき又は契約により部分払の必要がある場合において所定の既済部分があると認めるときは、速やかに請負人から請負工事完了届若しくは工事しゅん工届又は請負工事検査願を提出させなければならない。「3] 「5]

(工事目的物及び既済部分の査定等)

- 第30条 工事監督員は、前条の規定により請負人から請負工事完了届若しくは工事しゅん工届又は請負工事検査願の提出があったときは、速やかに設計図書等に基づき、工事目的物又は既済部分の構造、寸法等を審査し、査定するものとする。[3][5]
- 2 工事監督員は、前項の規定による既済部分の査定を完了したときは、その結果に基づき出来 高検認調書を作成しなければならない。[3]

(検査の依頼)

第31条 工事担当課長は、前条の規定に基づく査定完了後、検査規程第4条第1項の検査を必要とする工事については、速やかに所定の検査依頼の手続をしなければならない。[3] [5] (検査の立会い等)

- 第32条 工事監督員は、検査員が検査を行う場合、原則として自らも立ち会うとともに請負人も立ち会わせなければならない。[3]
- 2 工事監督員は、検査員の検査の結果、修補を要する場合、直ちに請負人に対し必要な指示を 行い、当該修補が完了したときは、請負人に修補工事完了届を提出させるとともに、検査員に

よる再検査を受けさせなければならない。[3]

3 工事監督員は、検査員の検査の結果、修補には至らない軽微かつ僅少な手直し(以下「手直 し」という。)を要する場合、直ちに請負人に対し必要な指示を行い、当該手直しが完了した ときは、請負人に手直し指示調書を提出させるとともに、これを検査員に報告しなければなら ない。[3]

(工事成績評定書の作成等) [3]

第33条 工事担当課長は、契約金額が1,300,000円以上の工事について、完成検査(検査規程第3条第1号に規定する完成検査をいう。以下同じ。)が完了したときは、速やかに工事成績評定書を作成し、当該工事が、検査規程第4条第1項の規定に該当する場合においては、工事成績評定書を契約管理課担当課長に送付しなければならない。[3][5][7][8]

(工事の完成報告)

第34条 工事監督員は、完成検査が完了したときは、当該工事の施工に関する必要書類を速やかに整理し、これを工事担当課長に提出しなければならない。[3]

第6章 雑則

(手続き等の省略)

第35条 軽易な工事または緊急を要する工事については、この規程の一部を省略することができる。[3]

(補則)

第36条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。[3]

この規程は平成14年4月1日より実施する。

付 則(平成 15 年 10 月 30 日 西宮市水道局訓令第 11 号 [1]) この規程は平成 15 年 11 月 1 日より実施する。

付 則(平成21年12月28日 西宮市水道局訓令第5号[2]) この規程は平成22年1月1日より実施する。

付 則(平成25年3月28日 西宮市水道局訓令第7号「3])

- 1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 この訓令の実施前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則(平成26年4月1日 西宮市上下水道局訓令第9号[4]) この規程は平成26年4月1日より実施する。 付 則 (平成 29 年 3 月 31 日 西宮市上下水道局訓令第 7 号 [5]) この規程は平成 29 年 3 月 31 日より実施する。

付 則 (平成30年3月16日 西宮市上下水道局訓令第2号[6]) この規程は平成30年4月1日より実施する。

付 則(令和 2年3月31日 西宮市上下水道局訓令第7号[7]) この規程は令和 2年4月1日より実施する。

付 則 (令和 3年3月31日 西宮市上下水道局訓令第 号 [8]) この規程は令和 3年4月1日より実施する。